

資金繰り支援

【中小企業・小規模事業者に対する政府系金融機関等による融資・資本増強】

○ 無担保融資等

■ 日本政策金融公庫及び沖縄公庫による新型コロナウイルス感染症特別貸付

- 最近1ヵ月間の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高が前4年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少した事業者等に対し、運転資金（15年以内）・設備資金（20年以内）を融資（融資後3年間まで▲0.9%の金利引下げ）
（例）中小事業 利下げ限度額：3億円、融資限度額：別枠6億円

■ 商工中金による危機対応融資

- 最近1ヵ月間の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高が前4年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少した事業者等に対し、運転資金（15年以内）・設備資金（20年以内）を融資（融資後3年間まで▲0.9%の金利引下げ）（利下げ限度額：3億円、融資限度額：6億円）

■ 日本政策金融公庫及び沖縄公庫による新型コロナウイルス対策マル経融資

- 最近1ヵ月間の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高が前4年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少した商工会等の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者等に対し、運転資金・設備資金を融資（融資後3年間まで▲0.9%の金利引下げ）（利下げ・融資限度額：別枠1,000万円）

■ 特別利子補給制度

- 上記の融資により借入を行った中小企業者等のうち、特別貸付等の申込を行なった際の最近1ヵ月、その翌月若しくはその翌々月の売上高又は最近1ヵ月から遡った6ヵ月間の平均売上高と前4年のいずれかの年の同期と比較し、20%減少した中小企業者、15%減少した小規模事業者等に対し、借入後3年間まで利子補給を行い、実質無利子化
（補給対象上限額：3億円（中小事業、商工中金）、6,000万円（国民事業））

○ 日本政策金融公庫及び沖縄公庫によるセーフティネット貸付の要件緩和

- 売上高の数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者も含め、設備資金（15年以内）・運転資金（8年以内）を融資（例）中小事業 基準金利：1.08%、融資限度額：7.2億円

○ 日本政策金融公庫等の既往債務の借換

- 新型コロナウイルス感染症特別貸付、危機対応融資等について、各機関毎に、既往債務の借換を可能とし、実質無利子化の対象に（例）中小事業 利下げ・実質無利子化限度額：2億円 借換え限度額：6億円

○ 日本政策金融公庫等による中小企業向け資本性資金供給・資本増強支援事業

- キャッシュフローが不足するスタートアップ企業や一時的に財務状況が悪化し企業再建に取り組む持続可能な事業者に対し、民間金融機関が自己資本とみなすことができる資本性劣後ローン（5年1ヶ月・7年・10年・15年・20年）を供給
（例）中小事業
貸付限度：10億円、
貸付利率：0.50%（当初3年間及び4年目以降赤字）、
2.60%（貸付期間が5年1ヶ月・10年で4年目以降黒字）、
2.70%（貸付期間が15年で4年目以降黒字）、
2.95%（貸付期間が20年で4年目以降黒字）

造船・船用工業における支援メニュー（概要）

【中小企業・小規模事業者に対する民間金融機関による融資等】

- **セーフティネット保証（4号・5号）**（保証限度額：4号・5号合わせて2.8億円）
 - 4号【地域】：全都道府県について、一般枠とは別枠（最大2.8億円）で借入債務の100%を保証（最近1か月の売上高が前年同月比20%以上減少等の場合）
 - 5号【業種】：特に重大な影響が生じている業種（※）について、一般枠とは別枠（最大2.8億円）で借入債務の80%を保証（最近1か月の売上高が前年同月比5%以上減少等の場合）
※ 四半期毎に業況の悪化している業種を指定。
(https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm)

○ **民間金融機関による実質無利子の融資等**

- 一定の要件（売上減少▲15%以上等）を満たした中小企業者等が、金融機関による継続的な伴走支援を受けると等を条件に、信用保証料の事業者負担を大幅に引き下げ（保証限度額：6,000万円、保証料率：0.2%）

○ **経営改善サポート保証（感染症対応型）**

- 早期の事業再生を後押しするため、経営サポート会議等の支援により作成した再生計画等に基づき、中小企業者が事業再生を実行するために必要な資金の借入を保証する「経営改善サポート保証制度」について、据置期間を最大5年に緩和したうえで、信用保証料の事業者負担を引き下げ（保証限度額：2億8,000万円、保証料率：0.2%）

【中堅企業・大企業に対する政府系金融機関による融資・資本増強】

○ **DBJ及び商工中金による資金繰り支援（危機対応融資・資本金劣後ローン）**

- 危機対応融資
新型コロナウイルス感染症の影響を受け、最近1ヶ月の売上高又は過去6ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高が前4年のいずれかの年の同期に比し5%以上減少している等の事業者に対し、通常金利（中堅企業は当初3年間1.0%の利下げ）で運転資金（15年以内）・設備資金（20年以内）を融資（融資額：危機対応融資の定める範囲で、資金ニーズ等を踏まえて決定）
- 資本金劣後ローン
将来成長の可能性が十分にある地域経済にとって重要な事業者等に対し、民間金融機関が自己資本とみなすことができる資本金劣後ローンを供給

【その他】

○ **新型コロナ特例リスクスケジュール**

- 中小企業者に代わり一括して既存債務の元金返済猶予要請、中小企業者と主要債権者が作成する資金繰り計画の策定支援等を実施

○ **金融機関等への配慮要請**

- 政府系金融機関等に対して事業者の資金繰りに重大な支障が生じることがないように要請するとともに、民間金融機関に対して事業者への積極的な支援（丁寧な経営相談、経営の継続に必要な資金の供給等）を実施するよう要請

原油価格・物価高騰等総合緊急対策

【新たな価格体系への適応の円滑化に向けた中小企業対策等】

○ **政府系金融機関による資金繰り支援等の強化**

- ウクライナ情勢等の影響を受けた事業者へのセーフティーネット貸付の更なる金利引下げ
- 新型コロナの影響を受けた事業者への実質無利子・無担保融資等を9月末まで延長
- 事業再構築補助金の拡充による事業者支援強化 [加点措置による優先採択、特別枠の新設] 等

【コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援】

○ **新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金**

- コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分の創設による生活困窮者支援や学校給食費削減など子育て世帯支援、農林水産業者や運輸・交通分野をはじめとする中小企業等の支援

雇用関連

○ 雇用調整助成金の特例（非正規も対象）

- 経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に休業手当等の一部を助成

助成内容（令和3年5月1日から令和4年9月30日まで（予定））

判定基礎期間の初日		令和3年			令和4年	
		5月～12月		1月・2月	3～9月	
中小企業	原則的な措置	4/5 (9/10) 13,500円	4/5 (9/10) 11,000円	4/5 (9/10) 9,000円		
	業況特例※2・地域特例※3	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 15,000円			
大企業	原則的な措置	2/3 (3/4) 13,500円	2/3 (3/4) 11,000円	2/3 (3/4) 9,000円		
	業況特例※2・地域特例※3	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 15,000円			

※1 金額は1人1日あたりの上限額、括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合

※2 売上高等の生産指標が最近3か月平均で前年又は前々年同期に比べ30%以上減少している企業

※3 緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域において、営業時間の短縮等に協力する企業

○ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

- 新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられた労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった労働者に対し、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給

対象者：新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、令和3年10月1日から令和4年6月30日までに事業主が休業させた中小企業の労働者及び大企業のシフト制労働者等のうち休業期間中の賃金（休業手当）の支払いを受けることができなかった労働者

支給額：休業前賃金の80%（日額上限8,265円）

○ 小学校休業等対応助成金

- 小学校等が臨時休業等した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規問わず、有給の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く。）を取得させた事業主へ対象労働者に支払った賃金相当額を助成

対象者：①又は②の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主。

① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等した小学校等に通う子ども

② 新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある子ども

支給額：有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10

※令和4年4月1日～6月30日までの休暇取得分は日額上限額9,000円

適用日：令和4年4月1日～令和4年6月30日の間に取得した有給の休暇

※対象期間を令和4年9月末まで延長する予定

造船・舶用工業における支援メニュー（概要）

公租公課等

- **取税の猶予の特例**
 - 令和2年2月以降、売上が前年同月比概ね20%以上減少した全ての事業者に対し、無担保かつ延滞税無しで1年間納税を猶予（法人税や消費税、固定資産税など、基本的に全ての税が対象）
- **欠損金の繰戻し還付**
 - 中堅企業、中小企業・小規模事業者に対し、前年度黒字で当年度赤字の場合、前年度納付した法人税の一部を還付（令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する事業年度に生じた欠損金について適用）
 - 新型コロナウイルス感染症の影響により損失が発生した事業者に対し、災害損失欠損金の繰戻しによる法人税額を還付
- **取定資産税・都市計画税の減免**
 - 中小企業・小規模事業者等に対し、これらの保有する事業用家屋及び設備等の2021、2022年の固定資産税・都市計画税を、事業収入の減少幅に応じて、全額免除又は1/2軽減
- **厚生年金保険料等及び労働保険料等の納付猶予**
 - 厚生年金保険料等及び労働保険料等の納付が困難な場合は、猶予制度を受けられる場合あり
- **国民健康保険・介護保険等の保険料（税）の減免**
 - 国民健康保険料や介護保険料等について、特別な理由があるものについては、各自治体の条例等で定めるところにより、保険料（税）の減免や徴収猶予が認められる場合あり
- **国民年金保険料の免除**
 - 国民年金保険料を一時的に納付することが困難な時、免除が適用される場合あり

生産性の向上

- **ものづくり・商業・サービス補助**
 - 新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資を支援
【通常枠】補助上限：750万円～1,250万円（※） 補助率：中小1/2、小規模・再生事業者2/3
【回復型賃上げ・雇用拡大枠】補助上限：750万円～1,250万円（※） 補助率：2/3
【デジタル枠】補助上限：750万円～1,250万円（※） 補助率：2/3
【グリーン枠】補助上限：1,000万円～2,000万円（※） 補助率：2/3 （※）補助上限額は従業員規模により異なる。
- **持続化補助金**
 - 小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組を支援
【通常枠】補助上限：50万円補助率：2/3
【特別枠】（賃金引上げ枠・卒業枠・後継者支援枠・創業枠）
補助上限：200万円補助率：2/3
（※賃金引上げ枠のうち、赤字事業者は補助率3/4）
【インボイス枠】補助上限：100万円補助率：2/3
- **IT導入補助金**
 - ITツール導入による業務効率化等を支援
【通常枠】補助上限：30万円～450万円
【デジタル化基盤導入枠】補助上限：5万円～350万円
補助率：1/2
- **事業承継・引継ぎ補助金**
 - 事業承継・M&A後の経営革新やM&A時の専門家活用等を支援
経営革新事業：補助率：2/3 補助額：～400万円
補助率：1/2 補助額：400～600万円
専門家活用事業：補助率：2/3 補助額～600万円（M&Aが未成約の場合300万円）
廃業・再チャレンジ事業：補助率：2/3 補助額～150万円
※経営革新事業または専門家活用事業と併用可
- **中小企業経営強化税制の拡充**
 - 業務のデジタル化（テレワーク等）を促進するため、中小企業経営強化税制に新たな類型が追加
 - 事業プロセスの①遠隔操作、②可視化、③自動制御化を可能とする設備投資に対し、即時償却または10%（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%）の税額控除が可能
※本特例の適用には、経営力向上計画の認定を受ける必要

造船・船用工業における支援メニュー（概要）

事業の再構築等

○ 中小企業等事業再構築促進事業

- 2020年4月以降の連続する6か月のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少している中小企業等の、新分野展開や業態転換、事業・業種転換の取組等を支援
(例) 中小企業
(通常枠) 補助金額：100万円以上8,000万円以下 補助率：2 / 3 (6,000万円超は1 / 2)
(回復・再生応援枠) 補助金額：100万円～1,500万円 補助率：3 / 4

その他

○ 電気・ガス料金の支払猶予等の要請

- 個人向け緊急小口資金の特例貸付（※）等を受けている個人事業主等に対する、電気・ガス料金支払い猶予や、料金未払いによる供給停止の回避等の柔軟な対応を要請
※ 休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付を必要とする世帯に対し、20万円以内の資金を無利子で貸付（据置期間：1年以内、償還期限：2年以内）

造船／船用工業事業者向け相談窓口

(北海道)

- ・窓口設置場所：北海道運輸局海事振興部旅客・船舶産業課
- ・電話番号：011-290-1012 ・FAX：011-290-1021
- ・<https://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/corona/corona.html>

(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

- ・窓口設置場所：東北運輸局海事振興部海事産業課
- ・電話番号：022-791-7512 ・FAX：022-299-8875
- ・<https://www.tb.mlit.go.jp/tohoku/sm/sm-sub16.html>

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県)

- ・窓口設置場所：関東運輸局海事振興部船舶産業課
- ・電話番号：045-211-7223 ・FAX：045-201-8788
- ・<https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/kansensho/coronavirus.html>

(新潟県、富山県、石川県、長野県)

- ・窓口設置場所：北陸信越運輸局海事部海事産業課
- ・電話番号：025-285-9156 ・FAX：025-285-9176
- ・https://www.tb.mlit.go.jp/hokushin/coronavirus/counter_sea.html

(福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県)

- ・窓口設置場所：中部運輸局海事振興部船舶産業課
- ・電話番号：052-952-8020 ・FAX：052-952-8084
- ・https://www.tb.mlit.go.jp/chubu/corona/corona_support_index.html

(滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県)

- ・窓口設置場所：近畿運輸局海事振興部船舶産業課
- ・電話番号：06-6949-6425 ・FAX：06-6949-6457
- ・<https://www.tb.mlit.go.jp/kinki/saigai/kikikanri-coronavirus.html>

(兵庫県)

- ・窓口設置場所：神戸運輸監理部海事振興部船舶産業課
- ・電話番号：078-321-3148 ・FAX：078-392-0912
- ・https://www.tb.mlit.go.jp/kobe/00001_00687.html

(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)

- ・窓口設置場所：中国運輸局海事振興部船舶産業課
- ・電話番号：082-228-3691 ・FAX：082-228-7309
- ・https://www.tb.mlit.go.jp/chugoku/00001_00380.html

(徳島県、香川県、愛媛県、高知県)

- ・窓口設置場所：四国運輸局海事振興部船舶産業課
- ・電話番号：087-802-6816 ・FAX：087-802-6815
- ・<https://www.tb.mlit.go.jp/shikoku/kinkyu/2019-0329-1.html>

(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)

- ・窓口設置場所：九州運輸局海事振興部船舶産業課
- ・電話番号：092-472-3158 ・FAX：092-472-3301
- ・https://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/covid-19_taisaku.html

(沖縄県)

- ・窓口設置場所：内閣府沖縄総合事務局運輸部船舶船員課
- ・電話番号：098-866-1838 ・FAX：098-860-2236
- ・<http://www.ogb.go.jp/soumu/corona>